

令和8年度（2026年度）熊本県BPR支援業務委託実施要領

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県BPR支援業務委託

2 目的

人口減少・少子高齢化に伴い、県組織において人材の確保が困難な状況が続くことが想定される一方で、複雑化・多様化する行政需要に対し、限りある人材で成果を最大化することが求められている。

さらに、職員の働き方に対する価値観も多様化し、ワークライフバランスやWell-beingに対する意識も高まっている。

本業務は、政策立案の時間を創出し、県民目線での政策立案機能の強化やきめ細やかな対応による付加価値の高い行政サービスを提供するとともに、職員の業務負担の軽減により、Well-beingの向上を図るため、全庁的な業務改革（BPR）を実施し、ゼロベースでの抜本的な見直しを行うことを目的とする。

なお、本業務は令和8年度から3カ年を集中取組期間として実施する全庁的なBPRの初年度に位置付ける。令和8年度は改善案の策定及び次年度以降の実装・横展開に向けた計画化に重点を置き、3年後には改善施策の実装・定着及び効果測定が継続的に行われる状態（自走化）を実現することを目指す。

3 業務概要

（1）業務内容

別添「令和8年度（2026年度）熊本県BPR支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（2）委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

（3）提案上限額

9,960,525円（消費税及び地方消費税込み）

この金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しないことに留意すること。

（4）対象経費

委託業務の対象経費は、業務の実施に必要な人件費、旅費、資料作成費等、一切の経費を含む。

4 問合せ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課業務改革推進室 古庄

電話：096-333-2144

メール：gyoumukaikaku@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

参加者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本プロポーザルに参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間公告の日から令和8年（2026年）4月27日（月）15時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、アの受付期間内に提出すること。なお、提出に当たっては、本要領を添付すること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規程による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の許可を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

6 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程
ホームページ公開・募集開始	4月20日（月）
質問期限	4月24日（金）17：00
競争入札参加資格審査申請期限	4月27日（月）15：00
質問回答	4月28日（火）予定
参加表明書一式提出期限	5月14日（木）17：00
企画提案書、積算書提出期限	5月20日（水）17：00
1次審査（書類）	5月21日（木）
最終審査（プレゼンテーション）	5月29日（金）
審査結果通知	6月1日（月）予定

7 応募手続

(1) 質問及び回答

質問方法

質問書【様式第1号】により電子メールで提出すること。

提出期限

令和8年(2026年)4月24日(金)17時まで(必着)

提出先

「4 問合せ先」のとおり

質問書への回答

令和8年(2026年)4月28日(火)までに熊本県ホームページに掲載予定。

(2) 参加申込書等の提出

提出書類

以下に示すアからウの資料を必要に応じて各1部提出すること。

ア 参加表明書【様式第2号】

イ 会社概要(会社概要のわかるパンフレット等を添付すること)

ウ プロポーザル参加資格を満たすことの申立書【様式第3号】

提出期限

令和8年(2026年)5月14日(木)17時まで(必着)

電子メールで提出すること。

提出先

「4 問合せ先」のとおり

参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

提出書類

ア 企画提案書

「企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

(ア) 用紙の大きさは、原則、日本産業規格A4判とし、20ページ以内(表紙、積算書は除く)で、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。

(イ) 企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。

(ウ) 表紙に「件名」,「社名」,「所在地」,「代表者名」,「担当者名」及び「連絡先(電話番号/メールアドレス)」を記載すること。

(エ) 企画提案書で記載した内容については、契約時の仕様書へ反映する場合がある。

イ 積算書(任意様式)

(ア) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。

(イ) 内訳を詳細に示すこと。

(ウ) 企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ 事業者の取組に関する申出書【様式第4号】 必要な書類を添付すること。

提出先

「4 問合せ先」のとおり

提出期限

令和8年(2026年)5月20日(水)17時まで(必着)

企画提案書等は電子データで提出すること。

提出部数等

1部

企画提案内容

ア 業務理解及び基本方針

- ・ 本県がBPRに取り組む背景・目的および令和8年度の位置づけを踏まえて、本業務に対する基本的な考えを示すこと。
- ・ BPRを手段として捉え、将来の実装・横展開・BPO検討につながる考え方を示すこと。

イ 実施方法及び業務遂行能力

- ・ 現状把握、課題分析、新プロセス設計、改善案策定までの進め方を具体的に示すこと。
- ・ ヒアリングや関係部署との調整・合意形成をどのように進めるか、その考え方や工夫を示すこと。
- ・ 職員負担の軽減に配慮した進捗管理の考え方を示すこと。

ウ 改善内容の立案に関する考え方

- ・ 対象業務の特性に応じて、運用見直し、標準化、BPO等の改善施策を選定・組み合わせるための考え方を示すこと。
- ・ コア/ノンコア業務の整理やBPO検討に当たっての基本的な考え方を示すこと。

エ 独自提案

- ・ 上記ア～ウの内容を補完し、本業務の効果を高めるための独自の工夫や提案があれば示すこと。

オ 実施体制及び人材

- ・ 本業務の実施体制について、体制図を用いて示すこと。
- ・ 業務責任者(プロジェクトマネージャー)および主要担当者の役割、関与の程度を明確に示すこと。
- ・ 本業務を遂行するにあたり、担当者が有するスキル、経験、実績等を示すこと。

カ 業務実績

- ・ 過去3年間で本業務と類似した受託実績があれば示すこと(最大5件)。
なお、実施年度、民間・当道府県/市町村の区分、業務名を提示すること。

キ 実施スケジュール

- ・ 契約締結から業務完了までのプロジェクト全体のスケジュールを示すこと。特に、中間報告を必須のマイルストーンとして位置付けた計画とすること。

その他要件

ア 提出できる提案は、1参加者につき1件までとする。

- イ 提案の実施に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等については、本県庁内でコピーし、配布する場合があるものとする。ただし、参加者に無断で、他者に配布することはしない。

8 契約先候補者の選定方法

(1) 選定方法

1次審査（書類）

審査会委員が『（別紙）評価基準表』に基づき提案書に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる上位5件の提案を選考する。必要に応じて、電話等によるヒアリングを実施する。

なお、応募者が6者未満の場合は、全ての応募者に対して最終審査を行う。

最終審査（プレゼンテーション）

1次審査を通過した提案者については、以下のア、イにより、提案者によるプレゼンテーション（事業説明等）を行い、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託候補者として選定する。

なお、詳細な日時は1次審査を通過した提案者に電子メールで通知する。

ア 日時 令和8年（2026年）5月29日（金）

プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度

イ 場所 現地又はオンライン

(2) 結果通知

審査結果は、提案書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

(3) 審査基準

選考は、別途設置する審査会により、別紙の基準に沿って行う。

(4) その他

最終審査は採用基準点数を6割とし、この点数に満たない場合は受託者としての採用は行わない。

9 契約先の相手方の決定

受託候補者と委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約内容については、仕様書及び企画提案書等に基づき、受託候補者と協議を行い、最終的な業務内容をまとめたうえで契約を締結する。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

10 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

なお、熊本県会計規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

1 1 その他留意事項

参加申込提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式第5号】を企画提案書提出期限日までに提出すること。なお、辞退することによって、今後、本県との取引が不利になることはない。